

□議員名：中村博行

### 1 埴生地区公共施設について

論点	埴生小学校跡地利用計画と周辺の維持管理計画について問う。
回答	跡地利用は高台に位置していることから体育館は災害時の避難所、平時には屋内運動施設として活用し、耐震化していない校舎やプールは解体し、施設利用者の駐車場としての活用計画である。維持管理は全て埴生公民館の施設として管理する計画である。

論点	「青年の家」について、指定管理など今後の活用計画を問う。
回答	体育館、運動広場、テニスコートは改修等を行いつつスポーツ施設として利用し、他施設は解体し、レクリエーション拠点として整備を検討する。指定管理については原則公募である。「花の海」の単独指定は、その数年後の次の時点で考えることになる。

### 2 厚陽保育園の駐車場について

論点	現状、市道を駐車場にしており、危険性についても問われている。抜本的な対策が必要と思うが、考えを問う。
回答	やむを得ず市道に駐車している。出入口の危険性も承知している。「公立保育所再編基本計画」でも存続させる施設であり、施設の老朽化対策とあわせ駐車場問題も解消できるよう検討していく。当面カーブミラーの設置、ラインによる車両の誘導で安全を確保したい。

### 3 更生保護について

論点	山陽更生保護女性会の活動について行政としての評価及び支援についての考えを問う。
回答	「社会を明るくする運動」の街頭啓発や少年の更生支援活動などを行うボランティア団体と認識している。他市の状況も踏まえどのような支援ができるのか検討する。また「再犯防止等の推進に関する法律」が執行されており、様々な支援もそれに基づいて進めていく。

論点	保護観察所に協力企業主として登録している事業者に対し、随意契約等で優遇措置は考えられないか。
----	--

回答	随意契約については地方自治法に規定があり、協力雇用主についての該当要件が見当たらず、現状では困難である。しかし、随意契約によるガイドラインは市として作成を検討していくので、全く難しいわけではなく、検討課題として努力はする。
----	---

論点	保護観察処分が解除された若者の就労支援について、他市で実施できて本市でできない理由を問う。
回答	昨年的一般質問以降も庁議で数回にわたり協議したが、一番の問題は保護観察中の若者に対する指導者というか、その若者を職場の中でいかに見守るかという点である。全国的にも約50の自治体がこの制度をとっているので、成功例を参考に考えたい。

#### 4 レノファ山口の支援について

論点	レノファを活用したまちづくりの新たな具体策について問う。 また、今後のレノファ支援について問う。
回答	パートナーシップ事業や市民との交流事業を展開しているが、観光農園とのコラボ、理科大や商工会議所との連携など支援ではなく、まちづくりに展開していく考えである。練習拠点があることで、他市にない優位性、強みを最大限発揮した事業展開をしていく。